

トヨタ自動車株式会社
「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成28年10月18日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業計画段階環境配慮書」について、トヨタ自動車株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 愛知県田原市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大26,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成28年 7月22日
環境大臣意見受理	平成28年10月 7日
経済産業大臣意見	平成28年10月18日

問合せ先：電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742 (直通)

トヨタ自動車株式会社「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済みであり、累積的な影響が懸念される。このため、今後、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

2. (1) 及び (3) により、騒音等に係る環境影響及び鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し等を行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には複数の住居等が存在しており、供用時における騒音等による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当

たつては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（2）風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（3）鳥類に対する影響

事業実施想定区域内では、希少猛禽類であるチュウヒの飛翔が高い頻度で確認されているほか、事業実施想定区域の周辺には、重要野鳥生息地（IBA）である汐川干潟等が存在しており、多数のガン・カモ類及びシギ・チドリ類が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類に対する影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、これら鳥類の重要な生息地や移動経路等に配慮すること等により、鳥類に対する影響を回避又は極力低減すること。